

地域公共交通 EV 等導入支援事業費補助金交付事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、地域公共交通 EV 等導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の通知)

第2 知事は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第4条の規定により交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めるときは交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、交付申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(承認の通知)

第3 知事は、規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認の申請があった場合の承認は、地域公共交通EV等導入支援事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、承認申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(補助金に係る書類の提出先)

第4 補助金に係る書類の提出先は、岩手県環境生活部環境生活企画室とする。

(事業実施年度)

第5 要綱第3第1項の規定による別に定める事業年度は、令和8年度とする。

(提出期限)

第6 要綱別表第3の規定による別に定める日は、次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による書類

令和9年1月29日まで

(2) 規則第13条第1項の規定による書類

当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号の規定による事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日を経過した日又は令和9年3月15日のいずれか早い日

(事業内容の公表)

第7 令和6年度・令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー）地方公共団体職員向けQ&A（第6版）2-19の規定に基づき、一の事業者等当たり1,000万円以上を支援する場合については、別紙様式により県ホームページ等で公表を行う。

(財源)

第8 本補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用して実施する。

附 則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。

岩手県指令 第 号
住所
氏名

地域公共交通EV等導入支援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域公共交通EV等導入支援事業費補助金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次の条件を付けて、地域公共交通EV等導入支援事業費補助金 円を交付します。

年 月 日

岩手県知事

印

- 1 補助事業者は、規則及び地域公共交通EV等導入支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあつては、当該処分の制限期間）保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

様式第2号（第3関係）

岩手県指令 第 号
住所
氏名

地域公共交通EV等導入支援事業費補助金
交付変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった地域公共交通EV等導入支援事業費補助金交付決定について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、通知します。

年 月 日

岩手県知事

印

記

- 1 岩手県指令番号
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 変更の承認条件

【別紙様式】 特定事業者支援事業に関する公表様式（第7関係）

事業名			
総事業費 (千円)		交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	
事業概要	<p>①目的</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠</p> <p>③交付対象</p> <p>1) 交付対象者</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法</p> <p>④期待される効果</p>		
物価高の克服（経済対策） との関係			